

安全管理指定工事特記仕様書

制 定 令和8年4月1日
下水道河川局

この特記仕様書は、特に安全管理を考慮すべき工事として指定された安全管理工事（以下「安全管理指定工事」という。）に適用する。

1 安全管理指定工事の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 電らん（電信・電話等のケーブル）、ガス管、上・下水道管等で、（別表－1）に該当する埋設物の大部分が掘削断面に露出する工事
- (2) 電らん（電信・電話等のケーブル）、ガス管、上・下水道管等で、（別表－2）に該当する埋設物の大部分が掘削断面の外側 1.5m 以内にある工事
- (3) 密集市街地、交通頻繁な道路等、又はそれらに近接して行う工事で、掘削深さが路面から 4.0m 以上ある工事（立坑を除く）（護岸を除く）
- (4) 道路の大部分を全面覆工し、交通に開放して行う工事
- (5) 地下埋設物に近接して行う杭打工事等
- (6) 石油タンク、ガスタンク、特別高圧電線路、鉄道等の危険物に近接して行う工事
- (7) 高さ 5.0m 以上の崖に近接して行う工事で、地質、その他により危険と認められる工事
- (8) ダイナマイト等、爆発物を使用して行う工事
- (9) 交通頻繁な道路で、10,000m³ 以上の土砂等を連続して運搬する工事
- (10) （別表－3）に該当する下水道工事・河川工事
- (11) 地上 31m を超える建築物及び工作物等を設置、解体する工事
- (12) ガスホルダー並びに消化タンク内部施工等爆発の危険性がある工事
- (13) 特別高圧電気設備の設置（新設、増設、置き換え）、改造、取替及び廃止の工事
- (14) 国道占用を伴う下水道工事（開削工事）
ただし、小規模工事（取付管工事のみの場合、路線上の工期が30日未満の工事の場合、施工延長20m未満の工事の場合）については除外する。
- (15) 下水道河川局設計検討委員会（制定 令和6年4月1日）において安全管理が特に必要であると判断された工事
- (16) 特記仕様書、施工条件明示書に「特別な安全配慮事項（施工場所の危険性及び有害性等）」を記載している工事で、（別表－4）に該当する工事
ただし、アスベストについては石綿含有吹付け材（レベル1）及び石綿含有保温材等（レベル2）を取り扱う工事のみを対象とする。
- (17) その他、公衆災害及び労働災害を起こすおそれがある工事

(別表－1) 埋設物の大部分が掘削断面に露出する工事

埋 設 管		電 ら ん (ケーブル)		備 考
ガ ス 管	上・下水道	電 力	電 話	
中圧以上 低圧 200φ以上	上水道 300φ以上 送泥管 200φ以上 下水道 1,000φ以上	6,000V 以上	重要電話ケーブル及び3条以上	ただし、掘削方面に直交する横断部分は除く

(別表－2) 埋設物の大部分が掘削断面の外側 1.5m 以内にある工事

埋 設 管		電 ら ん (ケーブル)		備 考
ガ ス 管	上・下水道	電 力	電 話	
中圧以上 低圧 300φ以上	上水道 400φ以上 送泥管 200φ以上	20,000V 以上	重要電話ケーブル及び6条以上	

(別表－3) 下水道工事・河川工事

<ol style="list-style-type: none"> 1 工事費が6億円以上で、工事の安全上重要な仮設構造物を含む工事 2 次に示す仮設構造物の工事費が1億円以上の工事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 軟弱地盤の土留工及び締切工で、掘削深さが10.0m以上 (2) (1)以外の土留工及び締切工で、掘削深さが15.0m以上 (3) 基準水位から床付深さが4.0m以上の締切工 (4) 河川堤防と同等機能を有する仮締切工 (5) 一般交通に供用する土留工、路面覆工及び仮橋等の仮設構造物 (6) その他、仮設工の段階点検が必要と認められる工事
--

(別表－4) 特別な安全配慮が必要な工事

<ol style="list-style-type: none"> 1 工事費が2億円以上の土木工事 ただし、主たる工種が開削、小口径管推進工法の面整備工事を除く。 2 工事費が6億円以上の下水道施設に係る設備工事 3 工事費が1億円以上の下水道施設管理課、水再生センター及び下水道センターが発注する工事 ただし、部品交換等による現状復旧を目的とする工事は除く。

2 請負人は、安全管理指定工事の施工に際し、監督員及び本市工事安全担当員とともに工事の安全管理に留意し、事故を未然に防ぐことにより、公衆の生命、身体及び財産に危害又は損害を与えないよう努めなければならない。

3 請負人は、工事契約締結後、工事安全管理計画書を監督員に提出しなければならない。

4 工事安全計画書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 工事名及び工事場所
- (2) 請負人（会社名及び現場代理人氏名）
- (3) 現場事務所の所在地と電話番号（昼夜間連絡できるもの）
- (4) 契約金額と工事期間
- (5) 工事監督機関名と監督員の氏名
- (6) 安全管理機構
- (7) 工事工程表（実施工程表とし、安全管理上重要な箇所にはマークを付す）
- (8) 安全管理指定工事の選定要件に係わる安全管理上必要な施工計画及び安全管理対策
- (9) 安全管理上必要な安全管理項目及び点検方法

ア 安全管理機構図

イ 工事関係者に対する教育及び訓練の実施方法

保安施設、重要な地下埋設物、山囲工、掘削方法、覆工、電力設備、機械設備、重要な仮設備、その他公衆災害及び労働災害を誘発するおそれのある設備、工法等

イ 点検項目

点検箇所、点検時期、点検員数及び氏名、点検表、報告方法並びに注意、改善指示と確認等の具体的方法

(10) 事故発生時の初動措置

ア 緊急非常時連絡系統図

イ 緊急時連絡体制、連絡先電話番号表、交通機関の迂回路及び一般市民の避難方法、

ウ 緊急時の指定病院とその案内図

なお、上記の図表等は整理して工事現場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(11) 関係機関への協議及び当該機関の意見等

警察署、消防署及び関係企業者への連絡事項（安全管理上重要な作業期間、事故発生時の初動措置等）

(12) 施工体系図

(13) その他工事安全管理のために必要な事項

5 請負人は、工事安全管理計画書を変更しようとするときは、事前に変更計画書を監督員に提出しなければならない。

6 請負人は、工事安全管理計画書を提出し確認を受けた後でなければ、安全管理上必要な部分の工事に着手してはならない。

7 請負人は、安全管理機構図及び事故発生時の初動処置については、図・表等を工事現場内の見やすい場所に掲示するとともに、工事関係者にその内容を周知徹底させなければならない。

- 8 請負人は、工事現場内を随時、巡回及び点検し、安全確保に努めなければならない。
- 9 請負人は、工事日誌を常備し、これに安全管理に関する事項を記録しなければならない。
- 10 請負人は、安全管理に関する事項について、監督員その他関係機関と緊密に連絡をとり、工事を施工しなければならない。